

2024年6月1日の診療報酬改定に伴い、 窓口負担額が変わります

生活習慣病の増加等に対応する効果的・効率的な疾病管理及び重症化予防の取組を推進するため、厚生労働省はこれまでの『特定疾患管理料』の見直しを行い、「糖尿病」「高血圧」「脂質異常症」を対象疾患から除外、個人に応じた療養計画に基づいた、より専門的・総合的な治療管理を行う『生活習慣病管理料』へ移行することになりました。

令和6年度診療報酬改定 Ⅲ-5 生活習慣病の増加等に対応する効果的・効率的な疾病管理及び重症化予防の取組推進

生活習慣病に係る疾病管理のイメージ

○ 生活習慣病の増加等に対応する効果的・効率的な疾病管理及び重症化予防の取組のイメージは以下のとおり。



厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001218897.pdf>

- 対象となる患者様
「糖尿病」「高血圧症」「脂質異常症」 いずれかが主病の方
- 療養計画書
患者様個人に応じた療養計画書をお渡しします
※初回のみ署名（サイン）をいただきます

ご理解、ご協力のほどよろしくお願いします。

東急病院